

令和6年第2回定例会  
斑鳩町議会会議録

令和6年6月6日  
午前9時00分開議  
於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員(12名)

1番	溝部真紀子	2番	齋藤文夫
3番	中川靖広	4番	小城世督
5番	伴吉晴	7番	嶋田善行
8番	井上卓也	9番	横田敏文
10番	宮崎和彦	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 福田善行 係長 吉川也子

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	中西和夫	副町長	加藤惠三
教育長	山本雅章	総務部長	西巻昭男
安全安心課長	曾谷博一	住民生活部長	栗本公生
住民生活部次長	北典子	福祉課長	中原潤
子育て支援課長	佐谷容子	環境対策課長	東浦寿也
住民課長	峯川敏明	都市建設部長	上田俊雄
会計管理者	安藤晴康	教育次長	本庄徳光
教委総務課長	仲村佳真		

---

1, 議事日程

日程 1. 一般質問

〔1〕13番 奥村議員

1. 熱中症対策について

(1) 熱中症から住民の生命を守るためのクーリングシェルター等の指定と環

境整備等について。

2. #7119・#8000を町広報やホームページに掲載を

(1) 奈良県救急安心センター相談ダイヤル#7119、こども救急電話相談#8000を町広報やホームページに掲載することについて。

3. マイタイムラインをハザードマップに掲載を

(1) マイタイムラインをハザードマップに掲載することについて。

## 〔2〕5番 伴議員

1. 中央体育館をよりよいものにするについて伺う

(1) 昨年度にLED照明に変更され、今年度にはエアコンの設置を計画されていますが、ハード面だけでなく、ソフト面での変更についてどのように考えておられるのか伺う。

(2) 今の時間割では、朝3時間、昼5時間、夕方4時間になっているが、使用料を教えてください。そして、昼の12時から13時までの利用状況及び利用者の意見が出ているのか伺う。

(3) 小学生の子どもたちが下校後体育館を利用しやすいように、時間割を細分化することができれば、体を友達たちで動かすことができると思うが、教育委員会の考えを伺う。

## 〔3〕4番 小城議員

1. マイナンバーカードについて

(1) 現在の斑鳩町の普及率について。

(2) 手続きについて。

(3) 来庁が困難な方への対応について。

(4) デジタルマイナンバーについて。

2. 外出支援について

(1) 買い物等お困りの方への対応についての現状。

(2) 今後、支援の拡充について。

3. 多子世帯における保育料の軽減措置

(1) 現在の制度について。

(2) 斑鳩町の独自の取り組みについて。

(3) 今後、少子化対策に向けた制度の拡充について。

〔4〕 12番 木澤議員

1. 2025関西・大阪万博へ子どもたちを動員させようとする問題について

(1) 関西圏内の自治体で、2025関西・大阪万博へ小中学生を招待すると  
の名目で子どもたちを動員しようとする動きがあるが、奈良県内での状  
況はどうなっているか。

(2) 万博会場の夢洲はガス爆発事故が起こるなど、保護者からも不安の声があ  
る。学校の社会見学・遠足等、集団での参加は慎重になるべきではな  
いか考えるが、町の見解は。

2. 空き家の活用について

(1) 町が行っている空き家の解消・活用の取り組みの現状と成果について。

(2) 空き家を地域で活用して欲しいという声と、町内で子ども食堂や子ども  
の居場所づくりなどの活動をしたいが、場所の確保が困難との声がある。  
町がマッチングを行い、空き家を活用した地域活動等の活性化を図って  
いくべきだと考えるが、町の見解は。

3. 家庭ごみの回収方法の変更に伴い浮上すると考えられる課題や疑問点につ  
いて

(1) 可燃ごみ・生ごみを戸別収集にすれば資源化がより進むとの説明だが、  
どういった根拠によるものなのか。また、それにより経費削減効果があ  
るとのことだが、金額的には概算でいくらくらいになると考えているか。  
一方で可燃ごみ・生ごみを戸別収集に変更すれば、収集にかかる負担  
(費用的・人力的)が増えると思われるが、今後、戸別収集を実施した  
場合に現在と比較して、どのような新たな負担が必要になると考えてい  
るか。

(2) 現在の可燃ごみ・生ごみの収集体制と収集にかかる時間はどのようにな  
っており、今後、戸別収集を実施した場合には、どのような体制が必要  
になると考えているか。

(3) 以前、戸別収集をしていたときは、ステップ乗車をして全戸回収してい  
たが、現在は厳格に禁止しており、改めて戸別収集をするとなるとごみ  
収集車への乗り降りや収集員への過剰な肉体的負担増が懸念されるが、

この点について町はどのように考えているのか。また、現在、ごみ収集は業者に委託しているが、実際に委託業者と協議はしているのか。

- (4) ごみ収集の時間帯は通学・通勤時間と重なるところもあり、事故等の問題を危惧する声があるが、交通安全対策について町はどのように考えているか。
- (5) 今回の変更により可燃ごみ・生ごみは戸別収集に戻すとのことだが、その他プラスチック、ビン・缶、ペットボトルなどの資源ごみについてはどう考えているのか。資源ごみは拠点収集のまま残すと、ステーションまでごみを持っていけないという方や自治会未加入者がステーションを利用できないという問題が未解決のままになるのではないか。
- (6) 可燃ごみを戸別収集に変更するとなると、カラスや猫等の対策を個人・各家庭で行っていただくことになるが、その際の家庭への負担軽減等の対策についてはどのように考えているのか。

〔5〕 1番 溝部議員

- 1. 不妊、不育治療の助成制度について
  - (1) 不妊、不育治療の一部助成制度の現状について。
  - (2) 今後の助成制度の拡充について。
- 2. 法隆寺門前県道整備について
  - (1) 斑鳩町バリアフリー基本構想にもとづく整備について。
  - (2) 世界文化遺産登録第一号「法隆寺地域の仏教建造物」に資する観光整備について。

〔6〕 2番 齋藤議員

- 1. 住民視点に立った行政デジタル化の推進について
  - (1) 斑鳩町の情報通信技術（ICT）活用状況。
  - (2) 国の自治体DX推進計画に対する斑鳩町の対応。
  - (3) 住民の利便性を向上させるための業務改革（BPR）や組織の在り方。
  - (4) 自治体DXについて住民への取組みの周知。
- 2. 耐震化の推進について
  - (1) 木造住宅の耐震診断件数と住宅耐震改修件数。

- (2) 住宅耐震化率目標達成に向けての対策。
- (3) 公共建築物の耐震化状況。
- (4) 公共施設の非構造部材の耐震化状況。
- (5) 輸送道路確保の対策。
- (6) 上下水道の耐震化、老朽管の更新計画。
- (7) ため池の耐震化。

### 3. 防犯カメラ設置の推進について

- (1) 斑鳩町内の罪名別犯罪認知件数の推移。
- (2) 斑鳩町内の防犯カメラの設置数。
- (3) 防犯カメラの斑鳩町設置と自治会設置のすみわけ。
- (4) 斑鳩町内の防犯カメラ空白ゾーンの把握と解消に向けて斑鳩町の対策。
- (5) 見守り自動販売機の活用。

### 4. 不登校児童生徒への支援について

- (1) 斑鳩町の不登校児童生徒の状況。
- (2) 不登校児童生徒を発生させない対策。
- (3) 不登校児童生徒の学習支援。
- (4) 不登校児童生徒や保護者の相談や支援。

## [7] 11番 濱議員

### 1. 町職員の勤務について

- (1) 「タイムカード」から切り替えられた出勤・退勤等の記録等について。  
残業時間のカウントについて。本庁舎以外の取り組みについて。
- (2) 正職員と会計年度任用職員等にはどのように対応しているのか。
- (3) 休憩時間について。昼食スペースや休憩スペースについて。
- (4) 職員の心身両面の医療相談はどのように対応しているのか。

### 2. 生理用品の無料配布について

- (1) 配布状況の経緯について。
- (2) 配布場所とそれ以外のところでの案内掲示について。
- (3) 配布予定数は「災害時用の備蓄」に限らず、生理用品の種類等使いやすさを考慮し、充実が望まれるが町の考えはどうか。

### 3. 自転車用ヘルメットの使用推進対策について

- (1) ヘルメット未着用のままで自転車に乗っている人をかなり見かけるが、町の啓発取り組みはどうか。
- (2) 自転車の事故で着用・未着用の割合推移はどうか。
- (3) 自転車用ヘルメットの購入補助実施自治体に住んでいる職員の申請数はどれほどありますか。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

(午前9時00分 開議)

○議長(中川靖広君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、一般質問であります。

あらかじめ定めた順序に従い、質問をお受けします。

はじめに、13番、奥村議員の一般質問をお受けします。

13番、奥村議員。

○13番(奥村容子君) おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

初めに、熱中症対策についてでございます。今年も春から日中は真夏のような日差しの日々が続いております。国内の熱中症による死亡者は2017年から2022年の6年間で2017年、2021年の2年間を除いては千人を超えております。熱中症警戒アラートの発表も実施をされてまいりましたが、熱中症予防の必要性はいまだ十分に浸透していない状態です。今後、地球温暖化が進めば極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、国は法的裏づけのある、より積極的な熱中症対策を進める必要があるとして、気候変動適応法の改正により法的位置づけのない熱中症対策行動計画策定を熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げいたしました。

また、環境省と気象庁とで発信をしておりました法の位置づけのない熱中症警戒アラートを、熱中症警戒情報として法に位置づけ、さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を新規で創設いたしました。

また、地域の対策として、海外においては極端な高温時への対策としてクーリングシェルターへの活用が進められております。

しかし、国内での取り組みは限定的でございます。気候変動適応法の改正により、市町村長が冷房設備を有するなどの要件を満たす施設、例えば公民館、図書館、ショッピングセンターなどを、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定できるようになりました。この指定暑熱避難施設は特別警戒情報の発表期間中、一般に開放されるものとなっております。

そこでお聞きいたします。斑鳩町として、熱中症などから住民の皆様の命を守るため、このクーリングシェルターの指定や環境整備、広報について、どのように実施をしてい

かれるか、お伺いをいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） おはようございます。クーリングシェルターの指定等に関するご質問でございます。

斑鳩町では、気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律が令和6年4月1日より施行されたことに伴い、気候変動適応法に規定されておりますクーリングシェルターを令和6年5月1日に指定をしております。

クーリングシェルターの設置につきましては、冷房設備が整っていること、滞在者が適切に滞在できる空間があること、給茶機が常設されており水分補給が行える施設として、斑鳩町役場、中央公民館、東公民館、西公民館、東老人憩の家、西老人憩の家、総合保健福祉会館の町内7か所を指定いたしました。合計約120名の方にご利用いただけるようになっております。

クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラートが発表されたときに開設し、国から示されているクーリングシェルターのマークを、各施設の入口などの利用者から見やすい場所に提示することとし、ロビー等のあらかじめ設置している場所を自由にご利用いただくこととなっております。

住民への周知につきましては、広報6月号お知らせ版、ホームページにて掲載しており、クーリングシェルターだけでなく熱中症警戒アラート等のメール配信サービスの利用についても啓発しており、熱中症予防対策に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。斑鳩町では気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部が改正され、本年4月1日より施行されたことに伴い、クーリングシェルターを5月1日にはいち早く開設されておられることに感謝をいたします。

また、このクーリングシェルターについて、6月広報お知らせ版やホームページに掲載していただきましてありがとうございます。しかし、広報も始まったばかりで斑鳩町住民の皆様におけるクーリングシェルターの認知度はまだまだ低いと思われれます。広く住民の皆様にお知らせをお願いいたします。

現在のところ町が指定されておられるクーリングシェルターは、斑鳩町の施設だけでございますけれども、住民の皆様の生活に密着をしているスーパーマーケットなども指定を広げていただきたいと、このように要望させていただきます。住民の皆様の命と健

康を守るため、あらゆる関係機関を通じて町一体となって取り組みをお願いをいたします。

二つ目の質問でございます。二つ目は、奈良県救急安心センター相談ダイヤル#7119、こども救急電話相談#8000を町広報やホームページに定期的に掲載をということでございます。

夜中に体調が悪くなった、子どもが高熱を出した、救急車を呼んだほうがいいのか引越してきたばかりで相談する人がいない、近くにどんな病院があるのか知らないなど、住民の皆様の不安を払拭し、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口が救急安心センター事業です。電話口では医師、看護師、相談員がお話を伺い、病気やけがの症状を把握して救急車を呼んだほうがいいか、急いで病院を受診したほうがいいか、受診できる病院はどこかを案内してまいります。

近年、救急車の出動回数は増加をしており、私たちの町でも救急車が一日中、頻繁に走っております。今後も出動件数は増えていく、このように見込まれております。#7119奈良県救急安心センター相談ダイヤル、そして#8000こども救急電話相談を使っていただくことにより、緊急性が高いときには救急車の要請を、そうでないときは医療機関を案内し受診されることを支援されます。隠れた重症者をいち早く発見し手後れにならないように、救急搬送につなげることも#7119、#8000の重要な役割でございます。住民の皆様に広くこのことをお知らせするため、町広報やホームページなどに定期的に掲載をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 奈良県救急安心センター相談ダイヤル等の周知に関するご質問です。

ただいま質問者からご紹介をいただきましたこれらの相談ダイヤルは、奈良県のホームページ等に掲載されているほか、奈良県広域消防組合や奈良県病院協会などでも周知を図っておられます。

斑鳩町におきましても、住民の皆さんに広く情報を発信するため、町ホームページの各種相談窓口において奈良県救急相談ダイヤルとして掲載しているほか、町広報紙において紹介するとともに、毎年4月に各戸配布する保健事業予定表や斑鳩町子育て応援ブックにも掲載しているところでございます。

今後におきましても、救急車の適正な利用を含めまして、さらなる周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。#7119奈良県救急安心センター相談ダイヤル、また#8000こども救急電話相談の存在があることを住民の皆様幅広く知っていただき住民の皆様は安心して、そして緊急性の高い傷病者の下に、いち早く救急隊が駆けつけられるようにさらなる周知をよろしく願いをいたします。

最後の質問でございます。最後に、マイタイムラインをハザードマップに掲載をということ。斑鳩町では令和3年に斑鳩町ハザードマップが更新され、町で起こり得る地震災害、風水害、土砂災害、ため池の決壊等の災害に対応する内容となっております。内容もとても分かりやすく、このハザードマップでお住まいの地域の状況を確認をして災害への備えをご家族で話し合っていたいただき、防災の意識を高めていただきたいとの思いで作成をされました。

そこで提案をさせていただきたいのは、斑鳩町ハザードマップにマイタイムラインを掲載していただけないでしょうか。

ハザードマップを活用して、実際に家族で話し合いながら我が家の洪水リスクを調べる、自宅の浸水の深さに応じて避難先を検討する、避難完了から逆算していつ、どんな行動を取ればよいか、タイムラインに記入する、家族それぞれの役割分担についても話し合うなど、より一層家族の防災意識を高められると確信をいたします。

町のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） マイタイムラインの周知に関するご質問です。

水害や土砂災害から命を守るためには、地域特性を踏まえた災害からの避難に必要な知識と、災害が起こる前に家族などと話し合っ、一人ひとりの適正な行動を決めていくことが何よりも重要でございます。

ただいまご質問者からご紹介をいただきましたマイタイムラインの作成は、ハザードマップ等で自らの災害リスクを認識し、その上で災害の際に自分自身が取べき行動を時間の流れに沿って整理できる、大変有効な取り組みと認識しているところでございます。

斑鳩町では今年度、防災ハザードマップの改定を予定していることから、先進事例も参考としながら、住民の皆さんが手軽に活用していただけるようなマイタイムラインの作成方法などの掲載について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（中川靖広君） 13番、奥村議員。

○13番（奥村容子君） ご答弁ありがとうございます。ハザードマップにタイムラインを掲載していただくことにより、住民の皆様全体の防災意識が高まることを期待したいと思います。以上で、私の一般質問を終了させていただきます。大変にありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、13番、奥村議員の一般質問は終わりました。

次に、5番、伴議員の一般質問をお受けします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 改めましておはようございます。議長の許可を得ましたので、これから一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私の今回の一般質問は、中央体育館をよりよいものにと、このテーマで話をしていきたいと思います。

まず、中央体育館の私が思っている重要性なんです。これはやはり子どもたちにとっては、本の上だけでは学べない、その学びの場、それも楽しみながら学べると、そういう場であるん違うかなと。また、大人にとってはスポーツを通じて生きる楽しみを感じられる、そういう場であると私は思っております。

そしてまた役場、財政面から行きますと、国保医療30億円を超える費用がかかっている国保医療の抑制にもつながる施設ではないかなと、こういうような形で私は中央体育館の重要性を感じております。

その中で昨年度、本年2月ですか、LEDの改修をしていただきました。そこで、正直ちょっと勉強させていただいたのですが、センターのテニスコートと含めるという形になるんですが、電気代が調べてみますと約6割を超える削減率になったと、この三月間。3月から5月なんですが、この三月、統計でいきますと6割を超える削減。正味、電気代というのが1年間に、私もこれびっくりしたんですが、照明の費用だけで約700万円かかっていると。それがだいたいそれでいきますと、4割ぐらいでいくと280万円になるんじゃないかなと。もしかしたらこの固定費というのが、電気代というのが必ずかかってきて、その辺りから言うと、もう少しまだ安くなる可能性もあるのかなと。これが今回、昨年度LEDに換えていただいた。また今年度もこの議会の議案にもなっているクーラーの問題も、非常にこれからかえていただこうとしてるといえるのか、設置していただいているというように思っております。

そこで、ハード面ではそういう形になってるんですが、ソフト面で、正直言って全然使い方ということについて、ずっと同じじゃないかなと私は思っておるんですが、その

辺りどういように考えておられるのか、このままでいいと思っておられるのか、その辺りをちょっとお聞きします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） おはようございます。中央体育館の利用におけるソフト面の変更に関するご質問でございます。

中央体育館につきましては平成元年に建築をされまして、令和6年で36年が経過しております。この間、公共施設等総合管理計画を策定するなど、ハード面におきましては、先ほど質問者のほうからご紹介いただきましたけれども、施設の安全性の確保、また利便性の維持・向上を図りながら、安全安心に施設を利用いただけるよう努めてきたところでございます。

またソフト面では、施設の利用枠につきまして開館当初から午前、午後また夜間の3枠を設定をいたしまして、町内の登録スポーツクラブをはじめ多くの皆様にご利用をいただいております。

令和6年度におきましても、アリーナでは水曜日を除く月曜日から土曜日の「半面としての利用枠」30枠となっておりますが、このうち25枠を登録スポーツクラブや総合型スポーツクラブに、年間を通じて優先的にご使用いただいております。

また昨年度、令和5年度の日曜日を含めましたアリーナの稼働率は年間83%となっております。新たに施設の予約を取ることや新たなクラブを立ち上げたとしても、施設を使用していただくことが難しい状況となっているところでございます。

こうした現在の利用状況、また利用者の方のニーズを把握をしながら、中央体育館のソフト面につきまして、より利用しやすい環境としていく必要があるものと考えるところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えではほとんどルールは開館当初から変わってないかなど。

その中で正直言って、ほとんどもう予約しようと思っても8割ですか、もう予約が決まってしまう。年間で予約を取られてしまっているような形、だから新しく何かしようとする、なかなかその空いた枠がうまく当てはまればいいんですけど、そうでなかったらなかなか難しい現状があるということが今、分かったんですが。

その中で、ひとつ利用者のほうから私のほうに、時間割といいますか、今、どうも3コマに区割りされていて、朝から3時間、昼が5時間、夕方から4時間と。これがなかなか、昼の時間も含め何か利用しにくいような声も私は聞いておるんですが、その辺り

どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 中央体育館アリーナの時間割、利用枠の関係のご質問でございます。

今、質問者のほうがおっしゃっていただきましたように午前の枠が9時から12時、午後の枠が12時から17時、また夜間の枠といたしまして17時から21時の4時間になっているところでございます。

午後の枠につきましては、12時から17時までということで5時間の利用とさせていただきます。そうした中ではございますけれども、午後の利用枠の時間が少し長いといったようなご意見もいただいているところではございます。

またその利用状況といたしまして、特にお昼の5時間の枠につきましては12時から13時、いわゆるお昼の時間でございますけれども、利用状況等の数値はとっておらないところではございますが、体育館の職員が確認をしている限りではその時間に実際に利用されている団体等は少ないという状況のほうは確認をしております。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） それを含め利用料がその時間割によって時間が違うために、そしてなおかつ昼の時間帯があまりちょっと使いにくい時間帯も、その利用料に含まれていると、その辺りもちょっと考えてほしいなということも利用されてる方からちょっと私は聞いておるんですが、そこで、正直、私、思いますねんけど、ちょうど、もしいろいろな形で体育館がこれから変わろうとしてるのであれば、このタイミングで時間割と、もう一度、そして使いやすさ、新しいクラブが発足して利用しようと言われてもなかなか利用枠がもう決まってしまうというようなこともありまじょうし、私は思うんですが、子どもたちが、私ちょっとこれ質問には「下校時」と書きましたけど、土日を含め、イメージからすると子どもの無料開放デーじゃないですけど、こういうようなひとつの考え方として、そういうこともすごく子どもたちにいいんじゃないか。だからいろいろな利用される方がより使いやすい体育館というようなことで、いっぺん利用枠、この辺りも検討していただければと思うんですが、この辺りいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 中央体育館の利用枠の見直しに関するご質問でございます。

繰り返しになりますけれども、先ほどの質問でもご答弁をさせていただきましたよう

に、現在、中央体育館アリーナにおきましては、設定している利用枠を登録スポーツクラブ等に年間を通じて優先的にご使用いただいております。新たな予約、また施設の使用が難しい状況となっております。

全国的な子どもたちの体力の低下が問題視をされる中、子どもたちには登録スポーツクラブ、また総合型スポーツクラブの教室等を通じて中央体育館をご利用いただいているところでございますけれども、ただいまご提案いただきましたように、子どもたちにとって体を動かすことは非常に重要な意味を持ちます。また、青少年の健全な育成には欠かせない要素となっております。そうした機会づくりに引き続き、努めていく必要があるものと考えております。

そうした中で、中央体育館の今後の運営に関しましては、利用者の多種多様なニーズに応え、より多くの方にご利用いただき、より一層有効に活用されますよう、利用枠の細分化等の見直し等も含めまして、その方策について検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） もしクーラーが前向きにこの議会でなった場合、やっぱりどうしても休む期間が、どうしても体育館を使えないと、こういうときにルールを変えていただく、これがひとつのタイミングといたしますか。なかなかずっと継続して運用されている場合、利用がある場合は次から次、予約もなってくるし、なかなか変えにくい。

具体的にはやはりこれ、今の形では12時間、9時から9時に行かれてるのであれば1枠増やしていただく、 $3 \times 4 = 12$ 、3時間ずつとかいうような、私の思いですよ。それから行くと、そういうようなことも分かりやすいん違うかなと、そんな感じもいたします。利用しやすいように、新しい方も利用しやすいと。また子どもたちにとってすごく身近なもの、特に休みの日とか気軽に行ける体育館というようにしていただきたいのですが、この辺り教育長、どのように考えておられるか、もう一度お聞きします。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員のご質問にお答えしたいと思います。

中央体育館につきましては、先ほど次長が申しましたように、現在、登録スポーツクラブまた総合型スポーツクラブの多くの方にご利用していただいているところでございます。また、そうしたスポーツクラブの機会を通じて子どもたちにも体育館を利用してもらっている現状がございます。

体育館の利用、有効活用につきましては、ただいま議員のほうからご意見を賜りまし

た。

議員お述べのように、中央体育館は斑鳩町の体育施設の中心であり、その役割は非常に大きいものでございます。斑鳩町の未来を担う子どもたちが笑顔で元気に体を動かし走り回る場、そしてまた熱心に競技スポーツに打ち込み汗を流す場、健康づくりや体力づくりの場、そしてさらにはコミュニケーションを育む場として、様々な場面で多くの町民の方々に慕われご利用いただける施設となりますよう、さらなる充実した施設の運営に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（中川靖広君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今の教育長の回答をお聞きして、もうそのとおりだと私も思います。その方向性で住民のほうは見ておりますので、その形でお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

次に、4番、小城議員の一般質問をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 改めましておはようございます。それでは議長のお許しいたいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

まずひとつ目に、マイナンバーカードについての質問でございます。この制度は行政手続きの効率化や社会保障、税の一体化を目指して整備されてきました。マイナンバーカードの発行については、2016年1月から開始されて今年で約8年が経ちます。その間でマイナポイントであったり、その普及を促進させるような動きがありましたが、現在の斑鳩町の普及率について、お伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） マイナンバーカードの斑鳩町における交付状況についてでございますが、平成28年1月からの交付開始以降、令和6年4月末現在で累計2万1,649枚、交付率77.1%となっているところでございます。

なお、ちなみに全国の交付率は79.0%、奈良県の交付率は80.6%、近隣の町では77%から78%となっているところであり、本町の交付率は全国、奈良県平均からはやや下回っておりますものの、近隣の状況から見ましても大差はない状況でございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。そうですね、ほぼほぼ奈良県であったり

近隣市町村の平均値までは普及できているのかなと思います。

しかしながら、ここから伸びないのが今現状かなと思います。当初に比べて手続きも変わってきていると思いますが、その手続きの方法について、現在、行われている方法についてお伺いしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） マイナンバーカード交付申請の手続きについてでございます。

一般的な手続き、流れといたしましては、平成27年に住民の皆様を送付をさせていただきました、マイナンバーカードの通知カードの下についている交付申請書、また以後に送付をいたしましたマイナンバーカードの交付申請書、あるいは窓口で作成をいたしました交付申請書など書面により申請いただく方法と、スマートフォン等でQRコードを読み取り、オンライン申請により申請手続きも可能となっているところでございます。

申請手続き完了後、約1か月でマイナンバーカード交付通知書が本人宛てに送付され、当該通知書と本人確認書類を持参の上、役場窓口に来庁いただき、マイナンバーカードを受け取っていただくこととなります。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。手続き等々はスマートフォンでできたりとか、いろいろ簡略化できるようになってきているとは思いますが、ご答弁にもありました、最後の交付のタイミングでは来庁しなければならないというところがあります。いろいろな事情で役場に来ることが困難な方もいるかと思えます。

そこで次の質問に移りますが、身体障害者、介護が必要な人、外出困難、高齢者等でマイナンバーカードを取得したくても来庁できない、また窓口に取りに行けない方への対応として、他市町村では訪問等いろいろな対応をして交付率を上げているところではありますが、斑鳩町はどのように対応しているかをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） マイナンバーカードの交付申請後、受け取りにはご本人が役場窓口に来庁いただくことが基本となっておりますが、障害のある人や高齢で介護が必要な人、また介護施設に入所している人など、一定の要件の人で本人が窓口に来庁できない人につきましては、代理人が受け取りできることとなっております。

代理人の受け取りにおきましては、本人が窓口に来られないことを疎明する資料とし

て、障害者手帳や介護保険被保険者証、施設に入所している事実を証する書類などが必要であり、併せて本人の顔が確認できる顔写真付きの本人確認書類、委任状、代理人の身分証明書が必要となります。

なお、在宅の人などでどうしても顔写真付きの本人確認書類がない場合には、職員が本人確認のために訪問いたしまして、本人の顔を確認した上で交付するなど柔軟な対応を行っており、本人確認の徹底と適正な交付に努めているところでございます。

今後も引き続き、国の方針、通知などにに基づき、マイナンバーカードの交付促進と適正な交付対応を図ってまいりたいと、そのように考えているところでございます

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。いろいろと柔軟に対応していただいているということが分かりましたが、やはり車椅子に乗っていても障害者手帳を持っていない高齢者の方等々もいらっしゃいます。そういった方々に対して1人でも困っている方の声に耳を傾けていただいて、今後も柔軟な対応をしていただきたいとそのように考えております。よろしくお願いします。

次に、デジタルマイナンバーについてお伺いしたいと思います。今年の5月30日に政府はApple社とのスマートフォン、iPhoneにマイナンバーカード機能を搭載することで同社と合意したという発表が政府からありました。

2025年の導入というところで、今現在はたぶん、Androidの導入はあると思うんですが、この機能について町が分かっている範囲でお答えいただければと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） マイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の機能をスマートフォンに搭載できるサービスが、議員もおっしゃるように一部の端末において令和5年5月11日から開始をされております。

これによりまして、マイナンバーカードを持ち歩くことなくスマートフォンだけで様々なマイナンバーカード関連サービスの利用や申込みが可能となります。

具体的には、マイナポータルを活用したサービスは、令和5年5月11日から利用可能となっており、令和6年1月22日には全国のコンビニにおいてコンビニ交付サービスの利用も開始をされているところでございます。

また今後、各種民間サービスの申込み、利用等についても順次、対応が予定されており、さらに健康保険証としての利用など順次、対応サービスを拡大していくこととされ

ているところでございます。

なお、これまでG o o g l e社のA n d r o i d端末の一部の機種スマートフォンのみでの利用可能でございましたが、A p p l e社のi P h o n eでの利用につきましても、令和7年4月から開始される予定と国が示しておりまして、今後、マイナンバーカードスマホ用電子証明書搭載サービスのさらなる普及促進、デジタル化の推進が図られる予定でございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。日本は米国と違ってi P h o n eの普及率が70%で、アメリカは逆にG o o g l e社のA n d r o i dが70%と逆に、日本でこのi P h o n eが導入できるということで、加速度的に今後こういった機能を利用していく方が増えていくと思いますので、そういった場合の問合せ等についても丁寧に対応していただいて、今後、住民サービスを図っていただければと思います。

以上で、マイナンバーについては質問を終わらせていただきます。

続いて、高齢者の外出支援についての質問でございます。こちらは以前にも同様の質問をさせていただきましたが、タクシー助成券などいろいろと斑鳩町では行っていただいております。コロナの影響で昨今、タクシーがつかまりにくいことや予約ができないといった声を聞きますが、現状の買物等でお困りの方についての対応を斑鳩町はどのようにしているかお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 買物が困難な高齢者に対して現在、実施している支援の内容についてのご質問でございます。

現在、町におきましては買物も含めた外出支援を目的とした事業といたしまして、高齢者優待券及び外出支援タクシー助成券を交付をしているところでございます。

昨年10月からは、生活支援サービス事業を簡単に探すことができる社会資源検索サイト「斑鳩町～介護・生活おたすけナビ～」を運用を開始をしているところでございます。このサイトでは、店舗等に出向くことが困難な方に配達事業等を行っていただける町内の商品配達サービス業者等を掲載しているところでございます。

また、斑鳩町社会福祉協議会におきまして、買物等を目的に店舗等へ出向くことが困難な方への移動手段として、乗合車で店舗等まで送迎を行う高齢者等買物支援事業を実施しております。ほかにも町内の丘陵地にお住まいの方を対象に、生き生き号を運行し、店舗等への外出支援を行う高齢者等外出支援事業を実施しているところでございます。

す。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。今、答弁にもありました生活支援のサービスが昨年の10月から情報として取れる、こういった取り組みは非常に効果的であると思いますし、かなりそれを利用される方にとっても親切であるかなと思います。タクシーを利用したいときに利用できれば、ある程度の問題は解決できそうな気もいたしますが、現状は難しいと思います。

そこで、今後の支援の拡充について再三にはなりますが、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 高齢者外出支援における今後の町としての支援方法の拡充についてのご質問でございます。

このご質問は、以前に同様の趣旨のご質問をいただいているところになりますので、そこで答弁させていただいた同様の内容となりますが、高齢者福祉分野における高齢者外出支援策の拡充につきましては、現在に至るまで高齢者優待券事業や外出支援タクシー事業など、様々な事業について改良を加えながら実施をしてきたところでございます。

今後のさらなる対策として、まずは今年度の夏から秋にかけて実施を予定しております高齢者実態把握調査において、買物支援に限らず外出支援に対する現状の課題と、住民の方々のニーズの把握に努めてまいります。その調査への回答内容を踏まえ、住民の方々のニーズに合わせた支援策を検討し、先進地の事例も踏まえながら高齢者の外出支援策の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。でもこのニーズ調査についても本当に必要としている住民目線に立って、そのニーズに合わせた検討をしていただけるようによろしく願い申し上げます。

前段でも述べてますが、タクシーがどうにもこうにも今は利用者の需要と供給に見合っていないというのが現状かなと思います。

タクシーで解決できる部分がたくさんある外出支援であります。この4月からライドシェアが始まりました。報道でも耳にしましたが、いろいろな問題はあるかとは思いますが、まずは観光地、都市部で始まって、今後、タクシーの台数も徐々に増えていくことが期待できると考えられますが、そういった背景の中で斑鳩町として、現時点にお

いて今後の高齢者等の外出支援策についてお考えをお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在のタクシーの予約の取得状況につきましては、町といたしましても住民及びタクシー業者からの声によりまして、新型コロナウイルス感染症拡大以降、ドライバーの数が減少しタクシーの予約が取りにくい状況にあるというふうに認識をしております。

今後の高齢者等の外出支援策といたしまして、町といたしましては先ほどのご質問にも回答いたしましたように、高齢者実態把握調査におきまして現状の課題等の把握に努めた上で、ライドシェアも含めたタクシー業界の動向も確認しながら、住民のニーズに合わせた外出支援策を検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。検討していただけるというところで、ライドシェアによってですね、この外出支援だけでなく町内観光等々にも役に立つと思いますし、そういった点でいうと外出支援の加速も見込めるツールだと思います。

この斑鳩町が奈良県で初めてこのライドシェアを導入する、そういったことを目指すことによって町のPRにもなると考えますし、またライドシェアの問題点もいろいろ浮上していることは理解していますが、いろいろな角度から調査研究を重ねていただいて、一日でも早い実現に向けて取り組んでいただきたいことを要望いたしまして、この質問を閉じさせていただきます。

次に、多子世帯における保育料の軽減措置についての質問でございます。

まず初めに保育料についてでございます。保育料に関しましては市町村によってばらばらであるのが現状でございます。現在、斑鳩町における保育料の算定基準についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 保育所保育料の基準についてのご質問でございます。保育所保育料につきましては、子ども子育て支援法施行令で、国の徴収基準額の上限額が定められております。国の基準は、児童の属する世帯の住民税の課税状況や所得割課税額に応じて八つの階層に分けて上限額が設定されています。

また、多子世帯については、きょうだい保育所等に同時に在園している第2子については2分の1に、同様に同時在園の第3子は無料とされております。

なお、令和元年度の保育の無償化により、3歳児以上の児童とゼロから2歳児の児童

のうち住民税非課税世帯に属する児童の保育料は無償となっております。

各市町村は、国の徴収基準額を基に保育料を条例で制定しておりまして、市町村によっては、市町村独自の軽減策を設けられております。

斑鳩町におきましても、子育て支援の充実を図るため、町独自の軽減策を組み合わせ、保護者負担の軽減に努めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ご答弁ありがとうございます。ご答弁にもありましたとおりそれぞれの市町村独自の軽減策があるということですが、人口規模や市町村の財政状況によっても様々であると認識しています。

そこで、斑鳩町はいろいろな軽減策を行われてきたと思いますが、斑鳩町独自の取り組みについて伺いたいと思います。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 斑鳩町の保育所保育料に関する保護者への負担軽減等の取り組みについてのご質問です。

斑鳩町では町独自の三つの軽減策を組み合わせ、保護者負担を軽減しています。まず、全ての入所児童の保育料について国基準から80%に軽減しています。これは令和2年に従来の85%から80%に軽減額を拡大したものです。

次に、斑鳩町の保育料は保護者の所得にきめ細やかな配慮を行い、国の基準の8階層をさらに細分化した11階層の設定を行っています。

三つ目は、多子世帯への軽減策です。国の基準では多子世帯はきょうだい保育所等に同時に在園している第2子は通常の保育料の2分の1ですが、斑鳩町ではさらに多子世帯の負担軽減を図るため、4分の1に軽減して子育てを応援しているところです。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。複数の独自の軽減策を実施していろいろな軽減策を図っていただいて、子育て世帯からも斑鳩町の評価は高いと伺っております。どれも早くから軽減策を考えていただいている階層の細分化については、平成13年よりも前、また、第2子の2分の1を4分の1という軽減に関しましても平成26年から、斑鳩町が行っている軽減策についてはある一定の評価をしております。

しかしですね、今後については少子化が加速すると言われております。昨日も報道でありましたとおり、東京の合計特殊出生率が1を切るという報道もありました。

そういった中で、さらなる拡充の検討をしていただきたいそのように考えますが、こ

の軽減策で一例を挙げますと、同時在園児の要件がありまして、子どもが3人いる家庭の場合、一例でございしますが、その小学校以上のきょうだい2人いる場合、3人いても第3子が第1子の扱いとなり、この部分が順番に生んでいる家庭とそうでない家庭の不公平さがあるかなと思います。

この子どものカウント方法について、今後、斑鳩町として検討の余地はあるか、その可能性についてお伺いいたします。

○議長（中川靖広君） 北住民生活部次長。

○住民生活部次長（北典子君） 多子世帯への保育料軽減策の拡大についてのご質問です。

斑鳩町では、現状におきまして町独自の保育料の軽減策を実施しており、町財政に影響を与えております。具体的に、国基準保育料の80%に軽減することにより、年間約2,050万円。次に、国の基準より階層を細分化することにより約540万円。さらに同時在園の多子世帯を4分の1に軽減することにより約780万円。合わせて年間約3,370万円についてが国の徴収基準額に比べて減収となっております。

このことから質問者がおっしゃっておられます多子世帯の保育料の軽減策の拡大は、将来に渡ってさらに大きな財政負担となると考えられます。

具体的には、多子世帯の軽減要件について、きょうだい内の年齢要件を問わないきょうだいの数え方で試算しますと、さらに年間約1,200万円の減収になる見込みです。このことから、保育料軽減の拡大につきましては、町財政の状況や保育サービスの提供体制や、保育の質の担保等からも勘案しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） ありがとうございます。町独自でかなりの軽減策を講じていただいていることに関しましては感謝を申し上げます。

もちろんおっしゃられましたとおり、金銭の負担だけでなくサービス、保育の質全てが兼ね備わっていることである。また財政面のこともあるということに関しては重々承知をしております。

しかしながら今後、斑鳩町に来てでも子育てをしたいと、そう思える町にしていくためには日々真価が問われるものだと思います。

子育てしやすいまち斑鳩町の実現に向けて、ぜひともこの件に関しましては慎重にご検討いただいて先に進めていただきたい、そのようお願い申し上げて私の一般質問を閉じさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、4番、小城議員の一般質問は終わりました。

10時10分まで休憩します。

（ 午前 9時48分 休憩 ）

（ 午前10時10分 再開 ）

○議長（中川靖広君） 再開します。

次に、12番、木澤議員の一般質問をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） それでは通告書に基づきまして、私の一般質問をさせていただきますと思います。

まず、1点目は、2025関西・大阪万博へ子どもたちを動員させようとする問題についてです。来年の2025年には関西・大阪万博の開催が予定されており、現在、準備が進められていますが、今回の万博については様々なことが問題になり、万博への関心も国民の中で薄れていっているという状態ではないでしょうか。

今年4月21日に読売新聞オンラインニュースに掲載された世論調査では、今回の万博に対して「関心がある」と答えた方が31%であるのに対し、「関心がない」と答えた方が69%となっています。

報道では、万博全体の来場者数を2,820万人と見込み、経済波及効果は2兆円といわれていますが、海外パビリオンの建設などが進まず撤退する国も出ており、前売券の売上げも前回の2005年開催時と比べて思うように伸びていない状況です。

一方で、会場建設費は2度の増額により当初計画から1.9倍の2,350億円になっており、運営費は赤字になるのではないかとされています。

また、会場となっている夢洲は、もともとごみが埋まっている地域では地盤沈下し、交通インフラなども整っていませんでした。ではなぜそこを万博会場にしたいかという、将来、IRカジノを誘致し2030年にカジノの開業を目指したいが、カジノは民間事業なので税金を使ったインフラ整備ができないため、夢洲で万博を開催し税金を投入してインフラ整備を進めようとするものであり、カジノ路線ありきの計画に万博を組み込もうとするものです。

私は純粋に万博を開催することについては反対ではありませんが、こうしたカジノありきの万博は大問題だというふうに考えています。とはいえ、万博開催の是非についてここで論じても仕方がありませんのでこの議論はしませんが、既に報道でも明らかになっているように、関西県内の自治体で今回の万博に子どもたちを動員しようという動き

があり、その点では斑鳩町の子どもたちにも影響があるものと考えます。この点については保護者から不安の声も上がっており、もしそのようなことが行われるのであれば軽視できませんので、今回、一般質問で取り上げさせていただきました。

まず1点目ですが、昨年8月、大阪府の吉村知事は、府内の4歳から高校生までの子どもおよそ102万人を無料招待する意向を表明し、府内の子どもたちを万博に動員しようとしています。さらにこの取り組みが大阪府内だけでなく近隣の子どもたちにも広がっているとの報道があります。

そこで、奈良県内での関西・大阪万博への子どもたちを動員しようとする動きがあるのかどうか、この点についてまずお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 2025年の大阪・関西万博への小・中学生の招待に関するご質問でございます。

報道によりますと、大阪府では府内の小・中学生などを学校単位で無料で招待することとし、各学校に参加を希望するかアンケート調査を実施しているとのことでございます。

そうした中ではございますが、現時点におきましては本町の学校・園に対しまして、大阪府また奈良県から、関西・万博への招待の案内等は受けておらない状況となっております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうしましたら、次に2点目ですが、先ほども触れました万博会場になっている夢洲についてです。

夢洲では3月28日に可燃性ガスに引火する爆発事故が起きています。また、そもそも夢洲はごみの最終処分場で、ダイオキシンやPCBなどの危険な物質が埋められています。さらに南海トラフ地震など、自然災害が多発する可能性がある中で避難計画もないという状況で、こうしたことから、先ほども申し上げましたが保護者から不安の声が上がっています。そうしたところに学校の社会見学、遠足等、集団での参加は慎重になるべきではないかというふうに考えますが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） 学校の社会見学、また遠足等に関する町の見解についてのご質問でございます。

小・中学校におけます遠足等校外活動の行き先につきましては、その内容について教

育的効果の観点から、そして児童生徒の安全、また健康の観点から無理がないかどうかなどに照らしまして、各学校、また園において適切に判断されるべきものであると教育委員会としては考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 基本的に学校が判断をするということで間違いはないというふうに思います。

ただですね、今年の2月の県議会で県が大阪万博に子どもを招待する事業として、1億7千万円の予算を組んで債務負担行為として計上してます。ということは、来年度それを執行するつもりだというふうに考えられるんですが、その際、二つ問題が出てくるんじゃないかなというふうに思います。

大阪の手法で言いますと、1回目は大阪府の予算で子どもたちを招待するとしていますが、2回目以降は「各自治体が費用を負担してください」というふうに吉村知事が進めようとしていますが、これが奈良県でも同じ維新の会さんの知事ですので、同じような手法が取られるんじゃないかということが懸念の1点目です。

それと、奈良県内でも同じようにアンケートをとられて、学校単位で参加するかしないかということを返事するということになるかと思いますが、その際に大阪で行ったアンケートでは、「参加する」というのと、「検討中」という2項目しかなくて、「参加しない」という項目がないと。このアンケートに対して、大阪府の交野市の市長が「不参加という項目のないアンケートというのは、事実上参加を強制していることになるんじゃないか」ということで厳しく抗議をされていると思います。交野市内の小・中学校13校あるそうですが、そこは参加をしないと表明をされています。

こうした点について、県の予算でも、校外学習ということで1億7千万円の債務負担行為がされていますので、やはり学校単位で参加をするかしないかということになるかわかりませんが、そうすると、これは保護者の中でやはりそういう危険なところに行かせたくないという声があったときに、学校が校外学習での参加を決めてしまうと、それに参加しない生徒・児童は欠席をする、欠席扱いになってしまうという問題ですね。

もうひとつ、私、対応策として考えられるのは、学校単位ではなくて、行きたいという人は各家庭・個人に対して招待券を配ってもらうことであれば、それは参加しないという人を強制することにはなりませんので、そういう手法が取れるんじゃないかなというふうに思うんです。実際に県のほうからはまだ何も言ってきてないということですが、こうしたことを想定して学校で判断はするんですけども、やはり町の教育委員会として

県に対応を求めていくということも必要になってくるんじゃないかなというふうに思いまして、今回、問題提起をさせていただきたいと思うんですが、今の時点で教育長、この問題についてどのように考えられるでしょうか。

○議長（中川靖広君） 山本教育長。

○教育長（山本雅章君） 議員の質問にお答えしたいと思うんですが、まず、議員が先ほどのようなご意見の中にございましたように、万博そのものが反対するものではないというご意見がありましたように、基本的に教育委員会としては、これは学校行事ですので、学校行事として子どもたちが参加する以上、安全性は担保していく必要がございます。地震もそうです、津波もそうなんですが、行く場所によっては津波に遭うということもございますので、総合的に判断していく必要がございます。そういう意味では、「大丈夫なのか」という確認は当然、教育委員会としてもやっていきますので、そういう意味では、「確認」というところで対応していきたいと。

最終的には、学校が判断することなんですが、ただ、単に学校が決めるときに保護者の意見等々もこれは無視することはできませんので、そのときの状況がどういうものであるのか、それから先ほどございました手法につきましても、この手法につきましても、今ここでどうこうという回答は私のほうから差し上げることはできないんですが、まず考えるのは安全です。

安全を担保することができるのかどうか。その安全が担保できたら、やはり子どもたちにとっては学びの場ですので、できるだけ参加させていきたいと思う気持ちもありますので、そこは県のほうからどのような形で話があるのか、また私どもが入ってます町村教育長会の中でも先に話があるかと思っておりますので、そういった中でも議論していく必要があるかなと思います。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 分かりました。様々な課題については把握をしておられるというふうに認識しますので、また県の動きがあったり何か情報があった際には、やはり担当の常任委員会に、直近の常任委員会に報告いただきたいなというふうに思います。

県の動向等が分かった上で、また改めてこの問題については議論をしていきたいというふうに思いますので、今回はこの点を提起させていただいて、この質問については終わっておきます。

続きまして2点目の質問ですが、空き家の活用についてということです。この空き家問題については、今さら説明する必要もないと思いますが、日本全国で増加している現

象であり、放置された空き家が景観上の悪化や悪臭、犯罪リスクを引き起こすことから、その解決や解消が求められている問題です。

日本の空き家率の推移としては、インターネットで調べますと2018年時点でしか出てないんですが、全国の総住宅数のうちおよそ13.6%が空き家になっており、今回細かくは聞きませんが、町内でもよく似た状況になっていると思われます。

空き家は、倒壊や不法侵入のリスクを引き起こすため適切な管理が必要ですが、特に町外在住者が所有されている空き家については、なかなか日常での管理も難しく、こうした問題に対し行政が民間とも協力をしながら、空き家の活用やリノベーションを進める取り組みなどが報道で取り上げられています。

斑鳩町でも増える空き家の問題について、町として問題認識を持ち、対策を行っていただけるかと思います。

また、住宅所有者の方も、近年、空き家となる住宅については放置するのではなく、建物を解体した上で土地を売りに出したり、その後の管理をされるなど町内でそういった土地を見かけることが多くなってきたので、徐々に住民の認識も変わってきているというふうに感じています。とはいえまだまだ対策が必要な問題であり、町としてどのように取り組んでいこうとしているのかお尋ねをしておきたいのと、またですね、私のほうからも空き家の活用ということで、新たな提案もさせていただこうと思い、今回、質問に挙げさせていただきました。

ではまず1点目の、町が行っている空き家の解消、活用の取り組みの現状と成果についてお尋ねをいたします。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 町が行っている空き家の解消、活用の取り組みの現状とその成果についてのご質問です。

斑鳩町においては、人口減少社会の到来や高齢化社会の進展に伴い、昭和30年代後半から昭和40年代前半にかけて開発された住宅地は、本町を代表する住宅地ですが、開発後50年以上が経過し空き家化が進み、住宅としての活力が低下しつつある中、空き家問題は今後のまちづくりを進める上において大きな課題であると考えております。

そうしたことから本町では、空き家等の維持管理・利活用に関するセミナーや相談、それらを平群町と合同で開催し、特定非営利活動法人空き家コンシェルジュが仲介する形で、空き家の所有者等の利活用に関する相談に応じ、つなぐ取り組みを進めているところでございます。

ここ数年に年間10数件前後の相談が空き家コンシェルジュにあり、空き家所有者からの相談が多いとのことですが、利活用のマッチングが行われた物件はないと聞いているところでございます。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そうですね、成果がゼロだということで町としてもかなり早い段階から問題認識は持って取り組みをされているかなと思いますが、なかなかやはりうまくいったよという話も聞かず、このままでいいのかなという思いは持っています。

そこでですね、さらに踏み込んだ取り組みを行っていくべきだというふうに考え2点目の質問に挙げさせていただいてるんですけども。

今回こちらの2点目のほうがメインになりますが、町内でも以前からこども食堂の取り組みが広がっていると思います。これは町内だけではなくて子どもの貧困問題がクローズアップされたことで全国的にも広がりを見せていますが、町としてなかなか手の届かないところの取り組みを町内の個人・団体が力を合わせて運営していただいております。町行政としても、とてもありがたい取り組みになっているかというふうに思います。

そうしたことから、町はこども食堂の運営に補助金を出すなどして協力をしています。このこども食堂だけでなく、こうした社会的にも貢献度の高い取り組みを行おうとしている方がほかにもおられます。

私も直接、話をお聞きしてるんですが、現在は町外でこども食堂を運営されていますが、町内でやりたいということで場所を探しておられますが、なかなか見つからないというのと、さらにこども食堂だけじゃなくて子どもの居場所づくりという事業もやりたいという場所も探しておりまして、先日も直接、町の窓口にも相談も行かせていただいたんですが、なかなか「ここにありますね」という話には至っていません。

ほかにも具体的な内容について聞いてないんですけども、社会福祉の事業をしたいという方もいらっしゃるんです。こうした方々がおられるという一方で、今度は貸したいというほうですね、町外に在住をされていて町内に空き家を持っており、地域の公民館的な場として、自分の持っている空き家を活用していただきたいと申し出ていただいている方が具体的にいらっしゃるんです。

この方は私、本人と直接お話をしたわけじゃなくて、人伝いに聞いてるんですけど、ただ、この人は空き家を使ってほしいと思っているんですが、耐震改修のことがネックになっていて、なかなか、その方はコンシェルジュさんにも相談をしたいということで、関東のほうに住んではる方で、実際に斑鳩町まで来て立ち会ってコンシェルジュさんに

アドバイスをしてもらおうと思ったんですけど、そのときに町が耐震改修補助金を出してるよという制度の話をして全然聞くことができなくてですね、その制度があることを知らないということがあったので、「こういう制度がありますよ」というのをお伝えしたところ、現在、検討されているというふうに思うんですが、このようにですね、使いたいという人と、貸したいという人がいてはるので、そうした需要に基づいて町がマッチング的な役割を果たしていくことで、空き家の活用が進んでいくんじゃないかなというふうに思っています。

この質問は去年、齋藤議員も同様の質問をされておまして、町のほうも調査・研究をしますという答弁をされているかと思いますが、改めて、今後のこの取り組みに対して町の見解をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 空き家を活用した地域活動等の活性化に関するご質問です。

質問者のご提案の、空き家を活用した地域活動等の活性化についてですが、先進事例ではその取り組みとして、市場に流通していない空き家を掘り起こし、活用可能な空き家と空き家の活用者を募集し、条件の合う両者をつなぎ合わせることにより、地域の活性化と空き家対策の推進を図っておられる自治体もごございます。

ただ、こうしたマッチングを行うためには、自治体がそれぞれのニーズをどのように把握するかが重要であり、その課題として、市場で流通が困難な物件が多いこと、借り手側のニーズに合った物件の確保や掘り起こし、また、その事務に携わる人材の育成や確保、さらには個人間契約によるトラブルの発生などが挙げられているところでございます。

そうしたことから今後、斑鳩町では特定非営利活動法人など空き家に関する専門機関などと連携しながら、空き家の利活用相談や空き家バンク制度を活用し、空き家を利活用したい所有者と空き家を利用したい人をつなげる仕組み、いわゆるマッチングできる仕組みについて、広く皆さんに空き家の物件情報を発信できるよう、インターネットを活用した方法などを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の答弁をお聞きする中で、一歩前進かなというふうに思います。まだ具体化はされてませんが、町としてやる気はあるなというふうに捉えさせていただきました。

部長の答弁の中でも先進事例の話、こういうところ、こういうところという具体的な自治体の名前は出てきませんでしたけども、「ありますよ」ということで、私のほうも調べたんですけど、近隣で言うと生駒市さんが貸したい人と借りたい人の想いをつなぐ「恋文不動産」という名目でマッチング事業を行っておられます。

それは市の職員さんがやられてるんですけども、実際に物件の所有者に活動の条件や意向等をヒアリングして、物件の情報を公開して、その見学会を開いて参加者を募集すると。さらに家主さんと話せる、その場で活用希望者からの活用プランも募集して、だんだん調整をしていくということですね。こうした取り組みをやっておられますので、部長のほうも把握はされているかというふうに思いますので、ぜひ参考にさせていただきたいのと、私、先ほど紹介した直接お話をお聞きする中で、やはりやろうとしている取り組みの内容について、利用できる物件が違ったり、用途地域によってできることとできないことがあるなというのを痛感しましたので、そういう情報もやはり発信をしてあげると、こういう取り組みをしたいなと思っている人が探しやすいんじゃないかなというふうに思います。

今後、できるだけ早期にそうしたマッチングが行えるような取り組みを進めていっていただきたいと思いますので、今後の具体化に期待をするということで、今回の質問は終わっておこうと思います。よろしく願いいたします。

それでは3点目の質問に移らせていただきます。3点目につきましては、家庭ごみの回収方法の変更に伴い浮上すると考えられる課題や疑問点についてということですが、この質問はですね、3月の議会でも取り上げさせていただきました。

前は、質問時間がもう最後のほうであんまりなかったということで聞きたいこともあまり聞けなかったというのと、あと先日の厚生常任委員会のほうで「町としてこの件についての今後の方針を秋頃には整理をしたい」という報告もされていまして、今回は主に基本的な問題についてお尋ねをさせていただき、今後の町の方針にも反映していただきたいという思いで、質問項目に挙げさせていただきました。それでは順にお聞きしていきたいというふうに思います。

まず1点目ですが、「可燃ごみ、生ごみを戸別収集にすれば資源化がより進む」というふうに、3月議会で町のほうから説明されていたかというふうに思いますが、これはどういった根拠によるものなのか。また、「それによって経費削減効果がある」とおっしゃってましたが、金額的には概算で幾らぐらいになると考えているのか。

一方でですね、可燃ごみ、生ごみを戸別収集に変更すれば収集にかかる負担、これは

費用的なものや人的なものが増えるというふうに思いますが、今後、戸別収集を実施した場合に、現在と比較してどのような新たな負担が必要になるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） ご答弁をさせていただく前に、戸別収集実施に向けての取り組んでいくということを本年2月、担当常任委員会にご報告をさせていただきました以降、様々なご意見をいただく中で、町といたしましても柔軟に対応するべく現在、検討を進めているところであり、本議会中の担当常任委員会におきまして、現時点での町としての大枠の考え方につきまして、説明をさせていただく予定としておりますことから、この答弁につきましては当初の町の考えということでご了承いただきたいというふうに思います。

それでは、答弁に移らせていただきます。本町ではこれまでごみ処理有料化の導入や、生ごみ分別モデル事業の実施などにより、ごみの減量化、資源化に取り組んできておりますが、平成21年度より実施しております生ごみ分別モデル事業につきましては、生ごみ分別回収ボックスを設置する場所がないなどの理由から現在、参加世帯数も伸び悩みの状況になっているところでございます。

また、生ごみの回収量も減少傾向にありますことから、生ごみの分別をしやすい環境をつくることによって、可燃ごみの減量効果が期待できるものと考えております。

また、実際に近年、高齢者のごみ出し支援の充実などへの取り組みとして、ステーション方式による収集から、戸別収集に変更された自治体を見ますと、可燃ごみが1割から4割と幅はございますが削減されているといった実績もありますことから、当町においても戸別収集を行うことで、さらなる資源化・減量化を期待するものでございます。

次に、戸別収集実施による経費削減効果ということでございますが、令和4年度に実施をいたしました家庭系可燃ごみ組成調査では、可燃ごみの中に厨芥類、いわゆる生ごみが約54%含まれているという調査結果であり、この54%の厨芥類、生ごみを分別回収することで、可燃ごみの処理費用が現在より年間約4,800万円削減できるものと見込んでおります。

また、戸別収集により仮に半分の生ごみが分別開始をされたといたしましても、年間約2,400万円の可燃ごみの削減につながるというふうに考えており、その他経費の削減効果といたしましては、可燃ごみ指定袋の作成費用などで年間約500万円程度は削減できるものと見込んでいるところでございます。

最後に、戸別収集実施に伴う新たな負担ということでございますが、ステーション収集から戸別収集になることで、収集作業員の増員などによる可燃ごみや生ごみの収集委託料が増加することとなります。幾ら増額になるかにつきましては、現在、収集体制などについて業者等と協議中でもございますことから、ご理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 先ほど部長のほうから資源化が進む根拠ですね、実際に個別に戻しておられる自治体の実績として1割から4割というふうにおっしゃってましたが、これは今後、ぜひ厚生常任委員会、担当常任委員会のほうにそのデータをお示しいただきたいなというふうに思いますので、要望しておきたいと思います。

それと、生ごみを分別することによって可燃ごみが減って4,800万円と、袋代として500万円ということで5千万円を超える経費削減効果が見込まれているということですね。こちらにつきましても今後、議論していく中でやはりデータが必要かなと思いますので、それにつきましても可能であれば担当常任委員会にお示しいただきたいというふうに思います。

そしたら、増える分については今、具体的には示せないということなので、これはまた今後、示せる段階になったらお示しいただきたいというふうに思います。

そうしたら、2点目の質問に移ります。現在の可燃ごみ、生ごみの収集体制と収集にかかる時間というのはどのようになっているのか。というのと、こちら先ほどとの関連でお答えいただけるかどうか分かりませんが、今後、戸別収集を実施した場合にはどのような体制が必要になると考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在の可燃ごみ、生ごみの収集に関わりますご質問でございます。

まず可燃ごみの収集でございますが、月・火・木・金曜日の収集で、町東地区、西地区の各地区週2回の収集で、各曜日収集車3台により午前8時から収集を開始し、午前中には収集を終えている状況でございます。

また、生ごみにつきましては町全域、火曜日・金曜日の収集でございますが、各曜日先発する収集車3台に他の収集を終えた後、応援の収集車2台、計5台の収集車によりまして、約2時間半程度で収集を終えているところでございます。

今後、戸別収集を実施する場合には、収集時間の短縮や収集作業員の負担を軽減する

ため、収集車両や収集作業員を増やすことが必要であるものと考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、部長に答弁いただく中で、収集員とごみ収集車、増は必要になるということですが、具体的な数字は今お答えいただけないということでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 先ほどもご答弁させていただきましたように、今現在、協議中でありますので、具体的な数についてはちょっとご答弁を差し控えたいと思います。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） でもその上で、収集時間については短縮していきたいというふうに考えているということですね。

3番のほうに行きますけども、以前、戸別収集していたときはステップ乗車をして全戸回収されていましたが、現在はそのステップ乗車については厳格に禁止をしておられると思います。改めて戸別収集するというふうになりますと、ごみ収集車への乗り降りや、収集員への過剰な肉体的負担増というのが懸念されるんですが、この点については町はどのように考えているのか。

またですね、現在、ごみ収集は業者に委託をされていますが、実際に委託業者との協議はされているのか、その辺もお尋ねしたいと思います。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 質問者もおっしゃいますように戸別収集となりますと、収集作業員は現在の収集作業以上に負担が伴うことは町としても認識をしているところでございます。

先ほどのご質問に対する答弁とも重なりますが、収集作業員の負担をできるだけ軽減し、なおかつ収集時間の短縮を図るため収集員の増員や収集車両の増車につきましては必要であるというふうに考えております。

また、現在の収集委託業者とも本年4月より定期的に調整会議を開催をし、収集委託業者からも意見、話を聞く中で現実的な収集体制について現在、協議を進めているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今の特に生ごみはバケツに、皆さん各家庭のやつを持ってきて入れていただけてますけども、これは自宅の前にそのバケツを置いて収集するとなると、蓋を1回、いちいち開けて容器に移し替えるという作業がプラスになると思いますので、その負担も増えますし、ステップ乗車できないということで、一回、一回乗り降りをするのかと。しない場合は、お二人で収集されていたら、1人は運転して車を動かしますが、もう一人の方はとにかく走って追っかけるということになってしまうんじゃないかなというふうに思いますが、そこについてはやはり何か工夫が必要じゃないかなというふうに思いますので、その業者の方とも協議を行いながら、どうすればそれがうまく収集できるのかについてはまた町として整理をしていただけて、また今後、示していただければというふうに思いますが、現時点でこの問題について町として何か解決策的なものはお持ちなんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） これは過去の戸別収集のときにも用いていた方法なんですけども、台車を用意してその台車にごみを積んで収集車まで運ぶとか、あるいはこれは新しい方法ですが、狭い道であるとかいうところは、軽四のトラックを用意して、できるだけ収集作業員が走らなくてもいいような方法は確立していきたいなというふうに思っております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 最終的に業者の方とも協議をして調整した上で、増える人員等がその削減費用を上回ることがないのかなという心配もあります。そのところは今聞いてもお答えは出ないと思いますので、そういう疑問も持っているということをお伝えしておきたいと思えます。

そしたら次の4点目の質問ですが、ごみ収集の時間帯は通学通勤時間と重なるところもあり、事故等の問題を危惧する声がありますが、この交通安全対策については町としてどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 収集業務におきます事故につきましては、これまでも収集委託業者に対しまして、十分に気をつけて収集業務を進めるよう指導を行っているところでございます。

戸別収集の実施にあたりましては、無理な収集にならないよう体制を確保するとともに、これまでのステーション収集と同様、まずは事故を起こさないよう細心の注意を払

いながら収集業務を遂行するよう指導の徹底に努めてまいります。

また、収集コースの選定に際しましては、今、議員からご指摘をいただきました点などを念頭に置きながら、慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 現在の収集体制の中でもですね、通学路になっているところは避けていただいたりとか、そういう調整をされているかというふうに思いますので、その点につきましては、やはり事故のないような形で新たな体制になっても安全に収集できるようにお願いをしておこうと思います。

ごくごくたまになんですけども、結構、収集車がカーブを曲がる時にちょっとスピード出し過ぎちゃうかなというようなところも見受けられますので、やはり時間に追われて焦ってしまうということがあると思いますから、部長がおっしゃったように、時間にゆとりを持って収集できるような体制づくりをお願いしておきたいと思います。

そしたら次に5点目に移りますが、今回のこの収集方法の変更によって可燃ごみと生ごみは戸別収集に戻すということですが、資源ごみですね、その他プラスチックや瓶・缶・ペットボトルについてはどういうふうにしようと考えておられるのか。

この資源ごみは、拠点収集のまま残すというふうになりますと、そもそもの問題解消をしようとしているステーションまでごみを持っていけないという方や、自治会未加入の方が、その自治会で管理しているステーションを使えないという問題は解決できないんじゃないかなというふうに思いますが、この問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 収集の見直しにつきましては、高齢者支援の充実や各地域における様々なごみ集積所の問題、そして資源化率の向上といった町が抱えております課題や問題の解決・改善を図ることを目的に、戸別方式によるごみ収集の導入に向け検討を進めているところでございます。

今回、この戸別収集の対象品目といたしました可燃ごみ及び生ごみにつきましては、最も住民の皆様の身近な排出物でありまして、日常生活を営む上で必ず発生するもので、衛生的な関係から現在も週2回の収集としており、多くの住民の皆さんが週2回の収集日に必ず排出をされているものでございます。

また、集積所における課題のひとつであります、ごみの散乱や異臭の大きな要因になっているのも、この可燃ごみに含まれます生ごみであり、散乱等による清掃が集積所管

理の大きな負担となっているところでございます。

そして、この戸別収集が実現可能となりましたのは、これまで住民の皆様がごみの分別にご協力をいただいていたことにより、ごみの排出量の削減や資源化が進み、処理費用が削減できたことからございます。

また、戸別収集の実施により伸び悩んでおります生ごみ分別の実施世帯が増え資源化が進みますと、それだけ処理費用が削減でき、その削減できた費用で今回の戸別収集の体制を維持することが可能であると、そのように考えております。

議員がおっしゃいますような全種類戸別収集を実施するには、収集体制の整備にかかる費用が増大をいたします。その他プラスチック類などの資源物や不燃ごみなどについてはすでにきちんと分別が行われており、生ごみの分別促進による処理費の削減といった効果を得るのは非常に難しいことから、全種類の戸別収集の実施については現時点では考えてはおりません。

冒頭に申しあげました、町が抱えております現在の課題や問題点の解決・改善を図るため、可燃ごみそして生ごみの戸別収集を実施してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） そこまではちょっと費用が回らないよということでの回答だったかというふうに思うんですが、そうすると、ここで指摘させていただいてます、ステーションまで持っていけないという方とか自治会未加入者、ステーションを利用できない、しづらいという方については、そもそも現在はどういうふうにされているのか。その問題が残ってしまうというふうに思うんですね。

それと併せて今、安心サポートで高齢者の方を中心に持っていけないとかいう方も自宅まで取りに行っていていただけますけど、そのシステム自体は今後も残していこうと考えておられるのか、その点についても教えていただけますか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在、自治会未加入者で自治会の集積場所を使えないという住民の方につきましては、町のほうから自治会に対しまして、ごみ集積所掃除当番等も含めて、使わせていただくようにお声がけをさせていただいているところでございます。ただ、そういったことを頼むのはそもそも嫌だとおっしゃる方については、個別で衛生処理場に持ち込んでおられる方もおられるのも事実でございます。

また、安心サポートごみ収集につきましては、これまで同様、継続して事業を実施す

る考えでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今、ここでこれ以上この議論をしても答えは出ないでしょうから、やはりこういう問題が残ってしまっていくやろなというふうに思いますので、それが今後、運営していく中でとかまた問題点を整理する中で、やはり改善・解消できる方策を探っていく必要があるというふうに思いますので、この点だけ現時点では申しあげておきたいというふうに思います。

そしたら6番目ですね、可燃ごみを戸別収集に変更するとなると、カラスや猫等の対策を、今まではステーションを設置することとか、ネットをかぶせる等で対策をされていましたが、個人、各家庭で行っていただくということになり、その各家庭の負担が大きくなるんじゃないかなということが想定されますが、ここの部分の対策については町は考えておられるのでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） カラスや猫がごみを荒らす大きな要因は可燃ごみの中に生ごみが混入されている場合でございます。生ごみを完全に分別をしていただくことによって、可燃ごみを荒らすということは防げるのではないかなというふうに考えておりますけれども、やはり完全に分別することが難しいという状況も考えられますことから、各家庭で排出いただく際の容器などにつきまして、全世帯の配布なども含めて慎重に検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 対策については考えていただいているというふうに受け止めておきます、今の答弁で。

3月の議会で質問させてもらったときにも申しあげましたが、戸別収集に戻していくということを私は決して反対はしてません。町民の皆さんにとって利便性が上がるというふうに思っていますが、今、質問させていただいたみたいに課題として残っていく部分もあると思いますので、今後、そうしたことを実践を通じて、さらによりよい収集体制を築いていくことができるようにしたいというふうに私も思っておりますので、今後、町のほうとしてですね、方針を整理されて、また、担当常任委員会のほうにお示しいただけるとと思います。

今回、私、質問にはあげませんでした、議会のほうに陳情も来ておりまして、そちらは担当常任委員会のほうで議論いただけると思いましたので、私のほうは触れており

ません。そうしたところも通じて、今後さらに議論を重ねていって、町民の皆さんにとってよりよいものになることを願ひまして、私の質問は以上で終わらせていただきます。

○議長（中川靖広君） 以上で、12番、木澤議員の一般質問は終わりました。

これをもって、本日の一般質問は終了しました。

明日は、午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって延会します。

お疲れ様でした。

（午前10時59分 延会）